

入札条件書

項 目	内 容
入札保証金	免除
器材等	受託者持
契約保証金	免除
請負代金支払方法	完成時払
予定価格及び最低制限価格	落札決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際には非公表とする。
入札に関する質問について	質問期間については、指名通知書を確認し、質問がある場合は質問書(様式は入札情報公開システムのものを使用)により行うこと。なお、質問があった場合は、入札情報公開システムで回答する。
談合情報に対する対応	(1) 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期又は取りやめ、事情聴取、確約書・誓約書の徴取及び公正取引委員会への報告を行うことがある。 (2) 入札談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取りやめ又は入札を無効とすることがある。 (3) 契約締結後に談合等の不正行為が明らかになった場合は契約を解除し、賠償金として請負金額の10分の2に相当する額を請求することがある。
その他	(1) 紙入札での参加の場合は、「紙入札様式集.zip」にある「紙入札での参加について」を熟読の上、「紙入札参加届出書」を契約検査課窓口へ持参若しくは郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は入札書締提出締切日17時必着です。ご注意ください。 (2) 入札時には必ず見積書(一式計上ではなく、数量・単価を積算した内訳書)を提出のこと。紙入札参加業者にあつては、入札書と共に提出すること。見積書の提出がない場合は、無効とする。なお、見積金額は入札金額と一致させること。 (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (4) 落札者は落札決定の通知を受けたときは、速やかに契約検査課にて契約書他必要書類を受領すること。落札決定の通知から7日以内に、契約書を契約担当者に提出しなければならない。なお、7日以内に提出できないときは契約の相手方となる資格を失うことがある。 (5) 開札までの間において大津市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止を受けた場合は指名を取り消す。落札決定から契約締結までの間において指名停止を受けた場合は契約を締結しない。この場合、大津市は一切の損害賠償の責を負わない。 (6) 電子契約を希望する場合は、落札決定後、速やかに電子契約利用申出書を提出すること。(提出先:otsu1219@city.otsu.lg.jp) 電子契約利用申出書は案件ごとに提出すること。
備考	その他、大津市契約規則及び電子入札心得による。